

証券コード 3823

2022年11月9日

株 主 各 位

東京都新宿区愛住町22番地
THE WHY HOW DO
COMPANY 株式会社
代表取締役社長 篠原 洋

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強く推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、62頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
3階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト

(<https://twhdc.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。したがって監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、並びに株主総会終了後の決議ご通知につきましては、当社ウェブサイト(<https://twhdc.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自2021年9月1日至2022年8月31日)におけるわが国経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進む一方で、世界的な金融引締め等に伴う海外景気の下振れが、わが国の景気の下押しに波及するリスクがある状況となっております。物価上昇や供給面での制約に加え金融資本市場の変動等による影響に注意していく必要があります。

当社グループの主力事業であるソリューション事業の属するスマートフォン関連市場においては、IoT(※)やAI(人工知能)技術の急速な進化により事業環境は目まぐるしく変化し、企業間競争は激化しております。そのようななか、経済産業省発表の2022年7月の特定サービス産業動態統計月報によれば、情報サービス産業の売上高合計は前年同月比8.4%増加と好調に推移しております。飲食関連事業の主要市場である外食産業市場において、特に居酒屋業態等の売上げの回復には時間を要しており、厳しい事業環境が続いています。教育関連事業の属する人材育成及び研修サービス市場は順調に回復しており、当社グループの手掛ける求職者向けの訓練事業においても、オンライン授業の拡充による運営の効率化を継続し、業績は上昇基調にあります。

このような状況のなか、当社グループは、2022年1月1日にTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社に商号変更し、「多くの出会いや情報ネットワークを通じて、先端的でユニークな顧客価値・社員価値・社会価値を発見し、真に豊かな生活文化を創造する」という新経営理念の下、ブランディングを重視したビジネスモデルの改革を目指しております。

新たな取組みとしては、近年成長が著しいNFT(非代替性トークン)のマーケットプレイスを提供するプラットフォームである「Why How NFT」のサービスを開始いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に時間を要していることから、のれん及び店舗関連資産等について将来の回収可能性を検討した結果、減損処理を行い、減損損失230百万円を特別損失に計上致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は919百万円(前連結会計

年度比1.9%増)、営業損失は161百万円(前連結会計年度は営業損失514百万円)、経常損失は162百万円(前連結会計年度は経常損失405百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は403百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失581百万円)、EBITDAは77百万円の赤字(前連結会計年度は394百万円の赤字)となりました。

また、販売費及び一般管理費においては、業務効率化や費用の見直し等に取り組み、530百万円(前連結会計年度比6.6%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(ソリューション事業)

ソリューション事業は、スマートフォン向けプラットフォームソリューションやIoT関連ソリューション、ビンゴ向けシステム開発等を展開する「プラットフォーム」分野、ソーシャルゲームやアプリ関連等を行う「コンテンツサービス」分野及びその他受託開発案件等を行っております。

プラットフォーム分野においては、安定的な収益軸のひとつである携帯電話販売店の店頭デモ端末管理システム「Multi-package Installer for Android」等は堅調に推移し、ストック型ビジネスとして継続しております。

中長期的な成長を目指した新たな取り組みとして、暗号資産取引業を行うBitgate株式会社及びNFTマーケティングを行う株式会社世界と業務提携を行い、NFTマーケットプレイスを提供する新たなプラットフォーム「Why How NFT」のサービスを開始するとともに、写真家 津熊清嗣氏と作家 百田尚樹氏とのコラボによるNFTの販売等を開始いたしました。

「インターホン向けIoT(※)システム」や「i・Ball TechnicalPitch」の開発など、システム開発を基盤としたIoT関連事業の拡大に向けた取り組みも継続して進めており、スポーツIoTプラットフォーム「アスリーテック・オンラインレッスン」においてはレッスンコンテンツの拡充を図りました。

コンテンツサービスの分野においては、複数のプラットフォームでソーシャルゲームやアプリを提供し、市場獲得に取り組んでおります。公益財団法人日本サッカー協会公式ライセンスのもと提供している「サッカー日本代表ヒーローズ」は2011年12月のサービス開始から10周年を迎え、引き続き多くのコアなファンに楽しんで頂いております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は602百万円(前連結会計年度比0.3%減)、セグメント利益は85百万円(前連結会計年度は169百万円の損失)となりました。

(飲食関連事業)

飲食関連事業は、商標権の管理、不動産のサブリース及び飲食業等を行っております。情報の発信地「渋谷」において多数の年間顧客動員数を誇る「渋谷肉横丁」商標権の管理を行い、そのブランド知名度と実店舗への集客力を活かした新たな連携による展開を目指しております。不動産のサブリースでは、首都圏に3店舗を展開しております。飲食業では、東京都渋谷区のうちとせ会館の「渋谷肉横丁」において8区画を運営しております。また、ごまそば、北前そばの専門店チェーン「高田屋」のうち1店舗を運営しております。直営店については、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に時間を要しており、前年同期比では改善しているものの、厳しい収益状況が続いております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は176百万円（前連結会計年度比4.9%増）、セグメント損失は26百万円（前連結会計年度はセグメント損失105百万円）となりました。

(教育関連事業)

教育関連事業は、新宿校において3教室を開講し、主に訓練期間を約半年とする求職者向けITスクール等の研修を行っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう雇用情勢の悪化傾向を受けて、受講希望者が増加したこと及び制度面の改善によりオンライン授業もできるようになったことから効率的な運営が可能になった結果、業績が向上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は140百万円（前連結会計年度比29.4%増）、セグメント利益は36百万円（前連結会計年度比52.4%増）となりました。

(注) ※ IoT

モノのインターネット (Internet of Things)。

従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は24百万円であります。その主なものは、ソリューション事業におけるソフトウェアの新規開発等の開発投資、及び工具器具備品等の取得によるものであります。

③ 資金調達状況

第三者割当増資による新株及び第12回新株予約の発行により718百万円、第25回新株予約権の行使により1百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2022年8月22日付で、株式会社SOUND PORTの第三者割当により発行した新株式570株を引受け、同社を連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年 8 月期)	第 16 期 (2020年 8 月期)	第 17 期 (2021年 8 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2022年 8 月期)
売 上 高(千円)	1,554,195	1,147,162	901,531	919,084
親 会 社 株 主に 帰 属 する(千円) 当期純損失 (△)	△278,176	△1,050,788	△581,017	△ 403,280
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	△11.75	△40.05	△20.27	△ 12.66
総 資 産 (千円)	2,161,368	1,623,579	1,405,623	1,670,057
純 資 産 (千円)	1,622,000	971,666	748,002	1,102,906
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	61.92	33.77	23.88	30.21

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2019年 8 月期)	第 16 期 (2020年 8 月期)	第 17 期 (2021年 8 月期)	第 18 期 (当事業年度) (2022年 8 月期)
売 上 高(千円)	983,497	677,370	603,693	543,596
当期純損失 (△) (千円)	△289,369	△867,966	△844,650	△ 408,656
1 株 当 た り 当期純損失 (△) (円)	△12.23	△33.08	△29.47	△ 12.83
総 資 産 (千円)	2,085,559	1,534,987	1,124,239	1,355,057
純 資 産 (千円)	1,655,349	1,188,867	697,088	1,014,265
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	63.21	41.49	22.21	27.83

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社渋谷肉横丁	66,500千円	100%	不動産のサブリース事業・飲食事業・商標権使用許諾の運営等
株式会社インタープラン	20,000千円	100%	教育関連事業等
株式会社クリプト・フィナンシャル・システム	15,500千円	100%	ブロックチェーン関連事業等
株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント	71,000千円	100%	第二種金融商品取引業
GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS,LLC	US\$1,000.00	100%	ビンゴシステムの提供
株式会社 SOUND PORT (注)	15,010千円	85.07%	著作権管理

(注) 当期より重要な子会社となりました。

③ その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
株式会社MT・INVESTMENTS	「Technical Pitch」独占的販売権 「オンラインビンゴシステム」独占的販売権
KDD I 株式会社	「スポーツIoTサービス」の提供に係る包括的な契約
株式会社ダイコーホールディングスグループ	「Will Pay」サービスの提供に係る包括的な契約
興和株式会社	新ECプラットフォームの開発 マーケティング・DX化の開発

(4) 対処すべき課題

IoTやAI（人工知能）技術の急速な進化により、IT関連業界の事業環境は目まぐるしく変化し、企業間競争は激化しており、ウィズコロナの新たな段階への移行も進むなか、今後も当社グループをとりまく事業環境はさらに大きく変化していくことが考えられます。

このような事業環境の下、以下の取り組みを対処すべき課題として推進してまいります。

① 既存サービスの継続的な維持

ソリューション事業において、スマートフォン向け各種ソリューションを提供するプラットフォームサービスでは、現在、主に「Multi-package Installer for Android」を運用しております。大きな追加投資は行わず、既存顧客からの売上をベースとしたコスト管理を徹底し、収益管理を行っております。また、コンテンツサービスでは、主にスマートフォン向けにソーシャルゲームやアプリ等、コンテンツの提供を行っております。コアなファン層を持つゲームを複数のプラットフォームで展開することでリスクを分散しながら収益性を重視した運用を図ってまいります。また、引き続き、オンラインビンゴカジノシステム提供ビジネスについても継続的な収益の向上を図ります。

飲食関連事業においては、特に直営店事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく客足が減少していることに対処し、ウィズコロナ下での集客に努め、売り上げの回復に注力してまいります。

② 新たな事業の開拓等

ソリューション事業における、IoTによるセンサ内蔵野球ボール [i・Ball Technical Pitch] などスポーツIoT関連サービスについては、オンラインレッスンなどインターネットプラットフォームサービスとしての展開も積極的に推進しております。当期サービスを開始したNFT（非代替性トークン）マーケットプレイス「Why How NFT」をはじめとしたブロックチェーン技術を活用したサービスを展開してまいります。

飲食関連事業においては、新たに地産品業界のデジタルトランスフォーメーションによるEコマース事業である「ふるさと物語」事業を展開し、本事業のさらなる成長を図ります。

教育事業においても、オンライン授業を進めていくことにより、収益の積み増しを図る施策を進めてまいります。

新たに開始するエンタテインメント事業においては、当社執行役員に就任した音楽家の小室哲哉氏をエンタテインメント事業部総指揮とし、興行

活動に加えて、音楽とITを融合させ、One's Roomなどメタバースを活用した新しいサービスを順次展開してまいります。

今後も収益基盤の強化に向け、新規事業の取得などを通して事業分野の拡大を図り、中長期的な成長を目指してまいります。

③ コスト管理

販売費及び一般管理費については、業務効率化により、継続的にコスト削減を行っております。開発稼働率の向上に向けたプロジェクト管理の強化を進め、開発効率の改善を図っております。

④ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。子会社の経営及び管理体制を含めたさらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	主要な事業内容		主要な会社
ソリューション事業	プラットフォームソリューション	スマートフォン向けのコンテンツサービスを実現するプラットフォームをはじめ、インターホンやスポーツ向けのIoTサービスソリューション及びピングシステム開発等を提供しています。	THE WHY HOW DO COMPANY(株) (株)クリプト・フィナンシャル・システム GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC
	コンテンツサービス	スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームを提供しています。	THE WHY HOW DO COMPANY(株)
飲食関連事業	不動産の商標権の管理、サブリース及び飲食業等を行っています。		(株)渋谷肉横丁
教育関連事業	訓練期間を約半年とする求職者向けITスクールのセミナーを行っています。		(株)インタープラン
エンタテインメント事業	小室哲哉氏の著作権管理業務を行っています。		(株)SOUND PORT

(6) 主要な営業所 (2022年8月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都新宿区
---	---	--------

② 子会社の主要な営業所

株式会社渋谷肉横丁	東京都新宿区
株式会社インタープラン	東京都新宿区
株式会社クリプト・フィナンシャル・システム	東京都新宿区
株式会社セントラル・ベア ー・アセット・マネジメント	熊本県熊本市
GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMUS,LLC	米国グアム準州
株式会社SOUND PORT	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソリューション事業部	17名 (一)	6名減 (一)
飲食関連事業	一名 (1名)	－ (一)
教育関連事業	6名 (14名)	1名増 (5名増)
全社共通	10名 (一)	1名減 (一)
合計	33名 (15名)	6名減 (5名増)

(注) 1. 使用人数は就業人数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向社員を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を()で外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名(一名)	7名減(一名)	45.5歳	7.1年

(注) 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を()で外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年8月31日現在）

借入先	借入額
城南信用金庫	330,318千円
株式会社みずほ銀行	48,500千円
日本政策金融公庫	37,305千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要事象等

当社グループは、2009年8月期以降、2018年8月期を除き営業損失を計上する状況が続いておりました。前連結会計年度において営業損失514百万円、親会社株主に帰属する当期純損失581百万円を計上することとなり、当連結会計年度においても営業損失161百万円、親会社株主に帰属する当期純損失403百万円を計上していることから、新型コロナウイルス感染症による影響も残る中で、今後も継続的に営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を確保する体質への転換にはいましばらくの時間を要することが見込まれるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消すべく、安定的な収益確保と既存事業とのシナジーを見込める事業のM&Aを積極的に進めることによる持続的な成長のための施策を図る方針は維持しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響からの回復には時間を要するとの判断から、手元流動性の確保に努めるとともに、この新常態に対応すべく新規サービスの提供による収益確保とともに、既存事業の立て直しを進めております。当期の新たな取り組みとして、NFT（非代替性トークン）マーケットプレイスシステムを新たに開発し、暗号資産であるイーサリアムに対応した独自のNFTマーケットプレイスのサービスを開始いたしました。また、日本を代表するアーティストの一人である小室哲哉氏を当社の執行役員に迎えるとともに、NFTなど音楽とIT技術との融合を目指して、同氏の保有する音楽関連事業を行う Pavilions株式会社及び株式会社SOUND PORTを当社の連結子会社とし、新たにエンタテインメント事業を開始することいたしました。このエンタテインメント事業とも連携して、メタバース空間上における文化交流サロンを提供するサービスやNFT等ブロックチェーン技術を活用した事業等、複数の新規ビジネスを新たに立ち上げていく予定です。

財務状況の面では、当連結会計年度末日における現金及び現金同等物は1,104百万円になりました。2022年4月28日に、第三者割当により、興和株式会社及び当社代表取締役であり主要株主である田邊勝己氏を割当て先とする新株式の発行並びに寺尾文孝氏及び田邊勝己氏を割当て先とする第12回新株予約権の発行により718百万円の資金調達を行うとともに今後の新株予約権の行使を見込み、財務基盤を一層強化いたしました。併せて興和株式会社との資本業務提携を行い、資金調達を進めることによる財務基盤を一層強化する手段を確保するとともに業務提携を進めることにより、継続的に収益を生み出す体質の確立を図り、当社グループを飛躍させるための重要な成長戦略を促進し中長期的な成長に向けて収益向上を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症による影響もあり、当連結会計年度においては営業キャッシュ・フローの赤字を計上することとなりましたが、これらの施策を通じた収益性及び財務面の改善により、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指すとともに、今後も安定的な収益を確保し財務体質のさらなる改善を図ってまいります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 34,680,693株
- ③ 株主数 13,022名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
田邊 勝己	3,593,500	10.36
興和株式会社	3,080,000	8.88
株式会社 S B I 証券	799,459	2.3
楽天証券株式会社	772,300	2.22
株式会社ダイコーホールディングスグループ	638,000	1.83
a u カブコム証券株式会社	397,330	1.14
日本証券金融株式会社	358,500	1.03
株式会社 S N C	306,800	0.88
松井証券株式会社	196,900	0.56
荻原 慎司	195,100	0.56

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (93株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 2. 新株予約権の権利行使により、発行済み株式の総数は10,000株増加しております。
 - 3. 2022年4月28日を払込期日とした、田邊勝己氏及び興和株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を行っております。これにより、発行済株式の総数は4,310,000株増加しております。
 - 4. 2022年4月27日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2022年4月27日付で、発行可能株式総数を5,700万株から12,000万株に変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2022年8月31日現在)

イ. 2019年3月15日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,000個(新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 300,000株

・新株予約権の払込金額

1個につき 241円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき 192円

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。

・新株予約権を行使することができる期間

2019年4月1日から2024年3月29日まで

・新株予約権の行使の条件

一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。
- 六 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,000個	300,000株	1名

ロ. 2019年11月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
8,600個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 860,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個につき 81円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 238円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2019年12月16日から2024年12月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。
- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。
 六 当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,100個	710,000株	4名
社外取締役	600個	60,000株	2名
監査役 (社外監査役を除く)	300個	30,000株	1名
社外監査役	600個	60,000株	2名

(注) 上記の内、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ハ. 2020年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
11,950個 (新株予約権1個につき100株)
 - ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,195,000株
 - ・新株予約権の払込金額
1個につき 275円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 147円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年5月14日から2025年5月13日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - 五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。
 - 六 当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	11,950個	1,195,000株	2名

(注) 上記の内、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

二. 2020年10月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
14,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,400,000株
- ・ 新株予約権の払込金額
1個につき 394円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 208円
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
2020年11月11日から2025年11月10日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

- エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,000個	1,400,000株	2名

ホ. 2021年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
14,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,400,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個につき 178円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 172円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年8月11日から2031年8月10日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 割当日から2026年8月10日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年8月11日から行使期間の満了

日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,000個	1,400,000株	3名

へ. 2021年8月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
10,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個につき 204円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 190円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年9月15日から2031年9月14日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - 一 割当日から2026年9月14日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年9月15日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,000個	1,000,000株	3名

ト. 2021年10月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
10,000個 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,000,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個につき 181円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 163円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年11月1日から2031年10月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 割当日から2026年10月31日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年11月1日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,000個	1,000,000株	3名

チ. 2022年1月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
13,300個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,330,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個につき 172円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 156円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年2月9日から2032年2月8日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 割当日から2027年2月8日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2027年2月9日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,400個	1,040,000株	4名
社外取締役	2,000個	200,000株	4名
監査役 (社外監査役を除く)	300個	30,000株	1名
社外監査役	600個	60,000株	2名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

イ. 2022年1月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,100個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 110,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個につき 172円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき 156円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2022年2月9日から2032年2月8日まで

・新株予約権の行使の条件

一 割当日から2027年2月8日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2027年2月9日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。

二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
子会社取締役	800個	80,000株	2名
子会社従業員	300個	30,000株	1名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	45,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 4,500,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき296円
新株予約権の払込期日	2019年4月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき134円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から2024年3月29日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は4,500,000株、割当株式数（下記(注) 2 及び(注) 3 に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（下記(注) 4 に定義する。）が修正されても変化しない（但し、下記(注) 3 (2)及び(3)の記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準

当社は2019年4月1日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額

の1円未満の端数を切上げた額（但し、当該金額が下限行使価額（下記（注）1（2）①に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、下記（注）1（2）①に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

(4) 行使価額の下限「下限行使価額」は当初100円とする。下記（注）3の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限4,500,000株（発行済株式総数に対する割合は19.98%）

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（上記(4)に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）450,000,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

2. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

(1) 本項第(2)号及び第(3)号により本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「割当株式数」という。）が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額は、以下の規定に従って調整される。

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権

付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づき調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方

の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
7. 第三者割当の方法により、田邊 勝己氏及び株式会社和円商事に本新株予約権を割当てた。
8. 本新株予約権の未行使残高
2022年8月31日現在の未行使残高は2,876個

2020年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	37,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,700,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき334円
新株予約権の払込期日	2020年6月15日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき189円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2020年6月15日から2025年6月14日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,700,000株、割当株式数（下記(注) 2 及び(注) 3 に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（下記(注) 4 に定義する。）が修正されても変化しない（但し、下記(注) 3 (2)及び(3)の記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準

当社は2020年6月15日以降、新型コロナウイルス感染症の問題など当社資金繰りが不透明な状況に陥ったとき、及び当社株価が行使価額を下回っており、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日

でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(但し、当該金額が下限行使価額(下記(注)1(2)①に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。なお、下記(注)1(2)①に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

(4) 行使価額の下限「下限行使価額」は当初100円とする。下記(注)3の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限3,700,000株(発行済株式総数に対する割合は19.98%)

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)370,000,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

2. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

(1) 本項第(2)号及び第(3)号により本新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「割当株式数」という。)が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 行使価額は、以下の規定に従って調整される。
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当り払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額

は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併

- のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 6. 本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 7. 第三者割当の方法により、田邊 勝己氏に本新株予約権を割当てた。
 8. 本新株予約権の未行使残高
2022年8月31日現在の未行使残高は21,200個

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田邊勝己	弁護士法人カイロス総合法律事務所代表社員弁護士 管理部管掌
代表取締役社長	篠原洋	株式会社クリプト・フィナンシャル・システム代表取締役 GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS,LLC社長
取締役	國吉芳夫	内部監査室管掌 内部監査室長委嘱
取締役	伊藤剛志	ソリューション事業部管掌 ソリューション事業部長委嘱
取締役	逢坂貞夫	逢坂貞夫法律事務所弁護士
取締役	足立敏彦	弁護士法人カイロス総合法律事務所弁護士
取締役	佐久間博	株式会社日本ナレッジサービス代表取締役 株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント取締役
取締役	弦間明	株式会社資生堂特別顧問 株式会社テレビ朝日取締役 監査等委員 コナミホールディングス株式会社取締役 監査等委員
常勤監査役	橋本直樹	株式会社資生堂パーラー 参与
監査役	井内康文	
監査役	森井じゅん	森井会計事務所代表公認会計士・税理士 株式会社城南紙商代表取締役 東京都品川区監査委員

- (注) 1. 取締役 逢坂貞夫、足立敏彦、佐久間博及び弦間明は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 橋本直樹は、23年間経営企画・財務会計を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 井内康文は、報道関係等における豊富な経験と実績の知見を有するものであります。
4. 監査役 森井じゅんは経営者としての豊富な経験と実績を有しており、また公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 橋本直樹及び森井じゅんは、社外監査役であります。

6. 当社は、社外取締役 逢坂貞夫及び佐久間博並びに弦間明、社外監査役 森井じゅんを東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 2022年11月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって社外取締役井内康文氏及び常勤監査役本郷洋氏、社外監査役中込秀樹氏並びに、社外監査役吉永久三氏が任期の満了をもって退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない各取締役及び各監査役はすべて、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ 当事業年度に係るの報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	28,718 (6,758)	28,718 (6,758)	— (—)	— (—)	9 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,304 (6,003)	8,304 (6,003)	— (—)	— (—)	6 (4)
合 計 (うち社外役員)	37,022 (12,761)	37,022 (12,761)	— (—)	— (—)	15 (9)

- (注) 1. 上表には、2022年11月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2022年4月27日開催の臨時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役1億円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。
4. 監査役報酬限度額は、2022年4月27日開催の臨時株主総会において年額5,000万円以内（うち社外監査役3,000万円以内）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

ロ 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社において取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する報酬となっております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定することとしております。

当事業年度の報酬の額につきましては取締役会の一任により、代表取締役社長篠原洋が決定しております。取締役会が代表取締役社長にこれらの決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当該基本方針については、継続して改定について検討することとしております。

④ 社外役員に関する事項（2022年8月31日現在）

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	逢坂貞夫	逢坂貞夫法律事務所	弁護士	特別の関係はありません。
社外取締役	足立敏彦	弁護士法人カイロス総合法律事務所	弁護士	顧問弁護士事務所
社外取締役	佐久間博	株式会社日本ナレッジサービス	代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント取締役	取締役	当社子会社。特段の関係はありません
社外取締役	弦間明	株式会社資生堂	特別顧問	特段の関係はありません
		株式会社テレビ朝日	取締役監査等委員	特段の関係はありません
		コナミホールディングス株式会社	取締役監査等委員	特段の関係はありません
社外監査役	橋本直樹	株式会社資生堂パーラー	参与	特別の関係はありません。
社外監査役	森井じゅん	森井会計事務所	代表公認会計士・税理士	特別の関係はありません。
		株式会社城南紙商	代表取締役	特別の関係はありません。
		東京都品川区	監査委員	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名		出席及び発言状況
取締役	逢坂貞夫	当期中に開催の取締役会18回のうち全てに出席し、長年の検察官として培われた経験と弁護士としての立場から、高度な法的専門的議案審議等に必要発言を適宜行うとともに、取締役会内外において高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識に基づく助言・提言を行っています。

氏 名		出席及び発言状況
取締役	足立敏彦	当期中に開催の取締役会18回の17回に出席し、長年の検察官として培われた経験と弁護士としての立場から、高度な法的専門的議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識に基づく助言・提言を行っています。
取締役	佐久間博	当期中に開催の取締役会18回のうち全てに出席し、経営者としての豊富な経験と実績から、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において事業会社での豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役	弦間 明	就任後当期中に開催の取締役会15回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な会見と実務経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において事業会社における豊富な経験と実績に基づく助言・提言を行っています。
監査役	橋本直樹	就任後当期中に開催の取締役会15回のうち全てに出席し、監査役会9回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外に事業会社の経営企画・財務会計部門の知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。
監査役	森井じゅん	就任後当期中に開催の取締役会15回のうち全てに出席し、監査役会9回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外において東京都品川区の監査委員及び公認会計士・税理士としての経験等から取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会の決議の省略（書面決議）を3回実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

(注) 当社の会計監査人であったそうせい監査法人は、2021年11月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	フロンティア監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が、会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画等について説明を受け、前年の監査計画と監査報酬等を比較し、報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで同意の判断を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

I. 内部統制システムの整備と運用に関する方針

当社は、会社法及び同法施行規則に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム体制）を以下の通り取締役会にて決議し、この決議内容に基づき当社グループの経営理念、経営方針及び行動規範を含む企業憲章を定め、内部統制システムの整備と運用に努めております。

II. 内部統制システムに関する体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社グループの取締役、使用人が法令及び定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、当社及び子会社の使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。

(※WHDC 当社社名THE WHY HOW DO COMPANY株式会社を略しております)

- b. 当社グループは、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、又は行われようとしていることを当社及び子会社の取締役並びに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、相談者のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- c. 当社グループは、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- d. 当社グループは、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応を取る。

[運用状況]

行動規範を含む「WHDCグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」は、当社グループの全役職員への周知を図るため、每期その内容を認識させております。また内部通報に係る「内部通報規程」に基づき通報窓口を設置すると共に、社内掲示板等を通じて周知徹底させております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務遂行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。

- b. 取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

[運用状況]

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、情報及び文書の保存と管理を実施しております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び子会社の取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策から成るリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- b. リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めると共に、継続的な改善活動を行い、教育研修を適宜実施する。
- c. 事業活動に伴う各種のリスクについては、当社及び子会社の所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理部管掌取締役が適切に管理統括する。
- d. 全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、当社及び子会社の取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- e. 事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めると共に、危機発生時には、規程に基づき対応する。

[運用状況]

当社及び子会社の各担当部署において「リスク管理規程」に基づき、毎年リスクの洗い出しと、その対策を検討しております。偶発的な災害等については、「危機管理規程」を定め、危機発生時には対応いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- b. 当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を2名以上置くものとする。
- c. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び使用者がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

[運用状況]

当事業年度において、取締役会は18回開催しており、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等において該当する業務執行上の重要議案を

決議すると共に、取締役の職務執行を監督しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、企業集団の会社間の取引については、法令に従い適切に行うものとする。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、その職務の執行に係る事項に関しては法令、定款及び会社の定める規程に基づき承認又は報告手続きを取らなければならない。また重要なリスクは適時本社へ報告する。
- c. 当社は、子会社に対して、子会社の事業内容や規模等に応じて取締役会非設置会社とすることや、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定める等、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- d. 当社の内部監査室は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- e. 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図ることを目的として、子会社・関連会社管理規程を制定する。

[運用状況]

内部監査室において、監査計画に基づき子会社の内部統制の監査を実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。
- b. 監査役は補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に必要な事項として、補助使用人の権限・属する組織、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事に対する監査役の同意権等について検討する。

[運用状況]

内部監査室が監査役と連携し、業務監査及び内部統制監査に対応しております。また、その人事異動については、監査役の意見を尊重しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告すると共に、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

- b. 子会社の取締役及び使用人が監査役に適切に報告が行われるよう体制を整備する。
- c. 前号の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

[運用状況]

監査役は、取締役会、内部統制委員会に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認をすると共に、必要に応じて意見を述べております。監査役は、業務監査を通じて取締役及び幹部職員との意思疎通と情報交換を行っております。「内部通報制度」に基づく通報については、内部監査室が、監査役及び顧問弁護士に報告し、その状況を把握の上、代表取締役社長と協議し対策を図ります。また通報者に対して不利な取扱いはいりません。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。
- b. 取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。
- c. 監査役が内部統制委員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる体制を整備する。
- d. 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役からの請求に基づき速やかに支払わなければならない。
- e. 内部監査室は、内部監査の計画と結果及び監査役が要求した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告する。
- f. 当社及び子会社の監査役は、企業集団の内部統制システムの状況に関して情報共有しなければならない。

[運用状況]

監査役は、監査役監査計画を作成すると共に、監査状況についても取締役会に報告しております。また代表取締役社長と随時意見交換を行っております。会計監査人から、四半期ごとに監査意見の報告を受けるほか、必要に応じ随時意見交換を行っております。監査役は、内部監査室が実施する内部監査に立ち会うと共に、その監査報告と是正について監査役会に報告を求めています。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,413,250	流 動 負 債	222,496
現金及び預金	1,104,115	買 掛 金	12,430
売 掛 金	143,484	短 期 借 入 金	94,621
商品及び製品	1,807	未 払 法 人 税 等	33,753
仕 掛 品	14,543	未 払 金	43,112
原 材 料	88	未 払 費 用	17,593
前 渡 金	88,560	そ の 他	20,985
前 払 費 用	11,035	固 定 負 債	344,655
短 期 貸 付 金	46,078	長 期 借 入 金	321,855
そ の 他	50,713	資 産 除 去 債 務	12,600
貸 倒 引 当 金	△47,176	長 期 預 り 保 証 金	10,200
固 定 資 産	256,806	負 債 合 計	567,151
有 形 固 定 資 産	29,875	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	9,719	株 主 資 本	1,021,957
工具、器具及び備品	463	資 本 金	1,115,442
土 地	19,691	資 本 剰 余 金	2,260,651
無 形 固 定 資 産	87,013	利 益 剰 余 金	△2,353,974
の れ ん	2,601	自 己 株 式	△161
商 標 権	58,095	その他の包括利益累計額	25,725
ソフトウェア仮勘定	26,316	為 替 換 算 調 整 勘 定	25,725
投 資 其 他 の 資 産	139,918	新 株 予 約 権	48,975
長 期 貸 付 金	139,785	非 支 配 株 主 持 分	6,247
長 期 未 収 入 金	152,485	純 資 産 合 計	1,102,906
そ の 他	50,362	負 債 純 資 産 合 計	1,670,057
貸 倒 引 当 金	△202,714		
資 産 合 計	1,670,057		

連結損益計算書

(2021年 9月1日から
2022年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		919,084
売 上 原 価		550,264
売 上 総 利 益		368,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		530,410
営 業 損 失		161,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,377	
受 取 配 当 金	2	
助 成 金 収 入	39,480	
そ の 他	2,050	42,910
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,916	
為 替 差 損	8,737	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,413	
株 式 交 付 費	7,255	
支 払 手 数 料	8,853	
そ の 他	4,291	43,467
経 常 損 失		162,147
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	387	
負 の の れ ん 発 生 益	5,612	6,000
特 別 損 失		
減 損 損 失	230,257	230,257
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		386,405
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,875	16,875
当 期 純 損 失		403,280
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		403,280

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	889,346	流 動 負 債	188,035
現 金 及 び 預 金	671,004	買 掛 金	7,291
売 掛 金	53,402	短 期 借 入 金	93,516
商 品 及 び 製 品	1,807	未 払 金	30,440
仕 掛 品	14,543	未 払 費 用	12,499
前 渡 金	45,760	預 り 金	29,049
前 払 費 用	5,955	未 払 法 人 税 等	11,649
役 員 短 期 貸 付 金	22,973	未 払 消 費 税	3,413
短 期 貸 付 金	36,178	そ の 他	176
未 収 入 金	44,172	固 定 負 債	152,756
そ の 他	5,019	長 期 借 入 金	144,956
貸 倒 引 当 金	△11,471	預 り 保 証 金	2,200
固 定 資 産	465,710	資 産 除 去 債 務	5,600
有 形 固 定 資 産	-	負 債 合 計	340,791
無 形 固 定 資 産	26,316	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	26,316	株 主 資 本	965,289
投資その他の資産	439,394	資 本 金	1,115,442
投 資 有 価 証 券	0	資 本 剰 余 金	2,260,651
関 係 会 社 株 式	208,727	資 本 準 備 金	2,260,651
長 期 貸 付 金	10,333	利 益 剰 余 金	△2,410,642
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	570,984	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,410,642
役 員 長 期 貸 付 金	13,588	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,410,642
長 期 未 収 入 金	149,239	自 己 株 式	△161
ゴ ル フ 会 員 権	24,857	新 株 予 約 権	48,975
差 入 保 証 金	5,583	純 資 産 合 計	1,014,265
そ の 他	100	負 債 純 資 産 合 計	1,355,057
貸 倒 引 当 金	△544,019		
資 産 合 計	1,355,057		

損益計算書

(2021年 9月1日から
2022年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		543,596
売 上 原 価		315,082
売 上 総 利 益		228,513
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		406,331
営 業 損 失		177,817
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,537	
受 取 配 当 金	2	
為 替 差 益	3,315	
そ の 他	1,859	14,714
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,358	
株 式 交 付 費	7,255	
支 払 手 数 料	7,483	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	216,172	
そ の 他	4,066	238,337
経 常 損 失		401,440
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	387	387
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,245	13,245
税 引 前 当 期 純 損 失		414,298
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△4,111	△5,642
当 期 純 損 失		408,656

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区

指 定 社 員	公 認 会 計 士	藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公 認 会 計 士	酒 井 俊 輔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名 株式会社アクロディア）の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名 株式会社アクロディア）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年8月30日開催の取締役会においてPavilions株式会社の発行する株式の85%を取得することを決議し、2022年9月1日付けで株式譲渡契約を締結した。当該契約に基づき同日付けでPavilions株式を取得し、子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	酒 井 俊 輔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（旧社名 株式会社アクロディア）の2021年9月1日から2022年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年8月30日開催の取締役会においてPavilions株式会社の発行する株式の85%を取得することを決議し、2022年9月1日付けで株式譲渡契約を締結した。当該契約に基づき同日付けでPavilions株式を取得し、子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況報告を定期的な受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
監 査 役 会

常勤監査役（社外）橋 本 直 樹 ㊟

監査役 井 内 康 文 ㊟

監査役（社外）森 井 じ ゅ ん ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供措置導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものです。
- 上記の削除される規定の効力に関する付則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 取締役の定員の増加

当社社会社の増加による今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第17条の取締役の員数を8名以内から15名以内に変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、2022年12月1日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第15条～第16条（条文省略）</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>8名以内</u>とする。</p> <p>第18条～第48条（条文省略）</p>	<p>第1条～第13条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第16条（現行どおり）</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>15名以内</u>とする。</p> <p>第18条～第48条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

<補足説明>

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では次回の定時株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には概要を記載した招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。なお、本件は株主様への情報提供の方法を原則「書面提供」から「電子提供」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、毎事業年度の末日までに「書面交付請求」のお手続きをお取り頂くことが必要となります。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは当社の株主名簿管理人である株式会社アイ・アール ジャパンまでお問合せ下さい。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社が新たに事業を開始したエンタテインメント事業部の基盤強化と、経営体制の強化を図るため取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の就任は2022年12月1日とし、任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当社の株式数
こむろ ちか 小室 哲哉 (1958年11月27日)	1984年 4月	TM NETWORK結成 音楽家としてメジャーデビュー	一株
	2001年 5月	吉本興業株式会社とマネジメント契約締結	
	2009年 8月	株式会社a nine設立（現 Pavilions株式会社）エイベックス株式会社と専属契約締結	
	2021年 7月	Pavilions株式会社代表取締役（現任）	
	2021年10月	株式会社SOUND PORT設立代表取締役（現任）	
	2022年 3月	国立研究開発法人理化学研究所客員主管研究員就任（現任）	

- (注) 1. 小室哲哉氏は、新任の取締役候補者であります。エンタテインメント事業部 総指揮取締役となる予定です。
2. 小室哲哉氏は当社子会社のPavilions株式会社及び株式会社SOUND PORTの代表取締役であります。
3. 小室哲哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 小室哲哉氏は長年音楽プロデューサーとしての幅広い活動を行い、自身のプロデュースした曲が1995年から4年連続で日本レコード大賞を受賞するほか、日本記録となる24曲のミリオンセラーを達成するなど他に類を見ない実績があることは元より、2022年3月から国立研究開発法人理化学研究所の客員主管研究員に就任しております。また日本経済新聞社が発足させた「日経メタバースコンソーシアム」が開催した、日経メタバースシンポジウムで講演するなど、幅広い視野と豊富な経験と実績を有しており当社のエンタテインメント事業を充実させてもらえるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス]

<https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合がございます。

5. スマートフォンをご利用の方

QRコード読取機能付のスマートフォンから招集ご通知に同封の議決権行使書用紙の表面に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。スマートフォン用議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

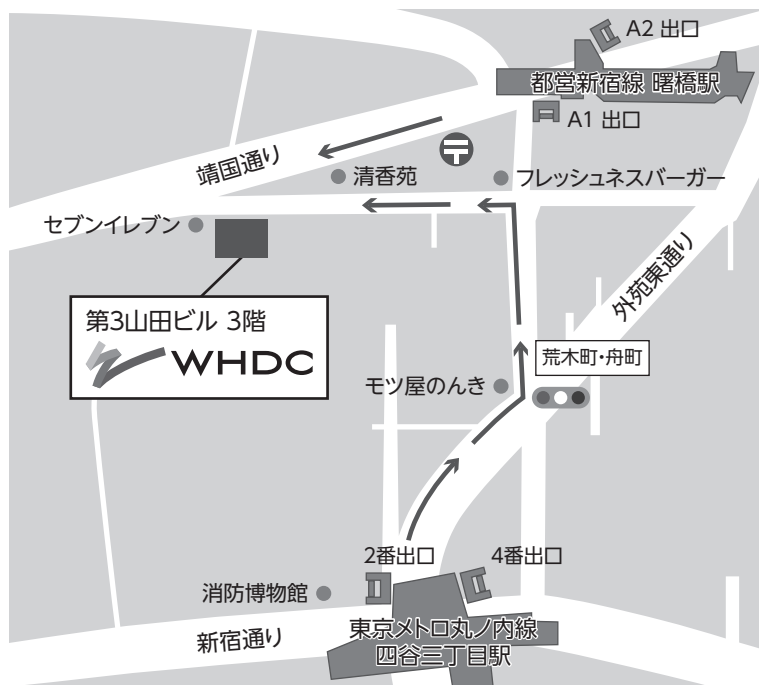
[専用ダイヤル] 0120-975-960

[受付時間] 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
本社3階 会議室
電話 (03) 4405-5460 (代表)



交 通 都営新宿線 曙橋駅 (A1出口より徒歩約4分)
東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅 (2番出口より徒歩約8分)



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。